平成２６年（フ）第８７号
大阪府和泉市府中町７丁目３番40―707号
債務者　山本　昭博
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目１番13号
債務者　大藤　恵代
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　健治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
宮城県伊具郡丸森町字神明21番地１
債務者　齋藤　和幸
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺友宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第２１号
鹿児島県志布志市志布志町帖4678番地、前住所鹿児島県曽於郡大崎町菱田2596番地１　正坂住宅134
債務者　外西　真也
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
茨城県守谷市美園３丁目２番地７、前住所千葉県柏市西原４丁目16番11―210号
債務者　貝塚　香（旧姓田澤）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４号
和歌山市関戸１丁目５番50―608号ライオンズマンション和歌山関戸壱番館、旧住所福岡市早良区百道浜１丁目５番５―501号
債務者　古川　孝明
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４７４号
愛知県瀬戸市窯町422番地の10
債務者　河邉　泰博
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３４号
大阪府河内長野市緑ケ丘中町８番21号
債務者　三木　真二
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末永　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
京都市中京区衣棚通御池上る下妙覚寺町192番地３　シャトードゥレタン302号
債務者　中川　雅雄
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　経
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
堺市堺区材木町東３―２―29　ホワイトガーデン302、住民票上の住所堺市堺区甲斐町東４丁２番23号　ＴＥＫビル201号
債務者　長江　勝
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
大阪府松原市天美東２丁目166番地の３
債務者　月平こと　髙月二三男
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大山　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
堺市東区北野田131番地11ＦＡＭＩＬＬむらき205号、前住所堺市美原区さつき野東２丁目４番地４
債務者　矢追　義信
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５号
栃木県真岡市上高間木３―23―12　荒井京世方、住民票上の住所栃木県真岡市台町101番地19
債務者　後藤とき江
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　峰明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第１８０７号
愛知県半田市乙川源内林町２丁目86番地の１グレイス202号、従前の住所愛知県半田市飯森町149番地の７
債務者　梅木　純一
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８６２号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅11棟804号
債務者　梅木　廣文
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３６号
札幌市東区北38条東９丁目１番14号　マンション水明８号
債務者　藤田　敬子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　惇紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部